○松山広域福祉施設事務組合職員の任用に関する規則

制 定 昭和 50 年 11 月 1 日規則第 5 号 改 正 昭和 52 年 11 月 1 日規則第 3 号 平成 8 年 6 月 10 日規則第 2 号 令和 2 年 3 月 31 日規則第 1 号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に基づき、一般職に属する職員(臨時的に任用される職員を除く。以下「職員」という。)の任用に関する基準を定め、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて職員を任用することにより事務能率を増進させることを目的とする。 (準用)

第2条 本組合職員の任用に関しては、松山市職員の任用に関する規則(昭和6 1年規則第5号)を準用する。この場合において、「市」及び「市長」とあるのは、「組合」及び「組合長」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は,公布の日から施行する。

付 則(昭和52年11月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年6月10日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年3月31日規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。